

土総第924号

令和5年3月17日

隠岐支庁県土整備局長 様  
土木部各課長 様  
土木部地方機関の長 様

土木部長  
(土木総務課)

### 建設工事に係る変更契約ができる範囲と随意契約の取扱いについて（通知）

建設工事に係る変更契約については、公共工事の品質確保に関する法律の一部改正により、請負金額及び工期の変更を適切かつ迅速に行うことが発注者の責務として明確化されたこと、また、近年の技術者等が不足する状況や発注ロットの大型化に対処し、速やかな事業執行を図る必要があります。

このため、現在、これについては「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて（通知）」（昭和60年12月13日付け管発第632号）、「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについての一部改正について（通知）」（平成10年3月11日付け管発第690号）及び「建設工事に係る変更契約ができる範囲の取扱いについて（通知）」（平成27年3月18日付け土総第998号）により、運用を行っているところです。

しかし、これらの通知には一部、解釈の不明瞭な部分等があったため、今回、改めて過去の通知をまとめて「変更契約ができる範囲」を下記のとおり定めました。

なお、変更契約ができる範囲については、平成27年4月1日以降の入札公告及び指名通知する工事から適用している考え方と変更はありません。

この通知に伴い、「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについて（通知）」（昭和60年12月13日付け管発第632号）、「土木工事に係る変更契約と随意契約のできる範囲の取扱いについての一部改正について（通知）」（平成10年3月11日付け管発第690号）及び「建設工事に係る変更契約ができる範囲の取扱いについて（通知）」（平成27年3月18日付け土総第998号）は、令和5年3月31日をもって廃止します。

また、随意契約の取扱いについては下記のとおりとなっていますので、併せてご確認ください。

記

## 1. 変更契約ができる範囲

変更契約については、島根県公共工事請負契約約款に定められているところであるが、同契約約款第 20 条により工事量を追加変更できる範囲は、次のとおりとする。

### ①当初契約金額が 4,000 万円未満の場合

追加変更工事費が、当初契約金額の 30%に相当する額未満の場合とする。

追加変更工事費がこれを超える場合には、原則として別途契約とする。

ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

### ②当初契約金額が 4,000 万円以上の場合

追加変更工事費が、当初契約金額の 50%に相当する額未満で、かつ、5,000 万円未満の場合とする。

追加変更工事費がこのいずれかをを超える場合には、原則として別途契約とする。

ただし、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものはこの限りでない。

## 2. 適用にあたっての留意事項

この措置の運用にあたっては、中小建設業者の受注機会の確保に努めるとともに、請負業者の施工能力及び専任技術者の状況等技術力を勘案して、適正な工事の施工が確保されるよう十分配慮すること。

また、変更契約にあたっては当初の請負歩率が基となるので、安易に変更することにより、受注者へ過度の負担を強いることのないよう、十分に留意すること。

## 3. 随意契約の取扱い

「随意契約事務の改善について」（平成 18 年 3 月 6 日付け会第 447 号）により、「随意契約取扱指針」や「随意契約についての標準的考え方と具体的事例」を参考にして、適用条件を厳格に解釈したうえで適用すること。

問い合わせ先

建設産業対策室 奥村、安部

TEL 0852-22-5388